

令和 6 年

第 3 回 日向市議会(定例会)議案

6 月 7 日

日 向 市

も く ろ く

報告第3号	専決処分の承認について……………	1
報告第4号	専決処分の承認について……………	28
報告第5号	専決処分の承認について……………	31
報告第6号	専決処分の承認について……………	35
報告第7号	専決処分の承認について……………	36
報告第8号	専決処分の承認について……………	37
報告第9号	専決処分の承認について……………	38
報告第10号	専決処分の承認について……………	39
議案第51号	日向市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例……………	40
議案第52号	日向市高齢者福祉センター条例……………	45
議案第53号	日向市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例……………	47
議案第54号	日向市営住宅の設置及び管理に関する条例及び日向市山村定住住宅の設置、管理 及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例……………	49
議案第55号	日向市上下水道事業の設置等に関する条例及び日向市監査委員条例の一部を改正 する条例……………	52
議案第56号	宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	54
議案第57号	令和6年度日向市一般会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第58号	令和6年度日向市一般会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第59号	令和6年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第60号	令和6年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第61号	令和6年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）……………	別冊
議案第62号	令和6年度日向入郷地域介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第63号	令和6年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第64号	令和6年度日向市下水道事業会計補正予算（第1号）……………	別冊

専決処分の承認について

日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

専 決 処 分 書

日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

日向市長 十 屋 幸 平

日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日向市税賦課徴収条例（昭和30年日向市条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）～（5） [略] 2 [略] （市民税の減免） 第51条 [略] 2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	（寄附金税額控除） 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1）～（5） [略] 2 [略] （市民税の減免） 第51条 [略] 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u>

(1)～(3) 〔略〕

3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に

(1)～(3) 〔略〕

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に

提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

第71条 [略]

- 2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとするものは、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

- 3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

- 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

- 3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

第71条 [略]

- 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) [略]

- 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) [略]

- 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

第4条の2 当分の間、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 [略]

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 [略]

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 [略]

条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 [略]

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義

務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除

額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなし、第40条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各

納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る

所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円

未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とす

る。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 [略]

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 [略]

- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却

に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～12 [略]

- 13 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

- 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、附則第8条第2項」と、前条中「附則第7条の4」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2～12 [略]

- 13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 14 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22・23 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2 [略]

3～7 [略]

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、

19 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

23・24 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2 [略]

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4～8 [略]

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、

同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる

同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

- 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

- 13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる

事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

14 [略]

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 [略]

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産

事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

15 [略]

(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 [略]

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産

税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分

税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度まで

の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに

の各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度分から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに

係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の

係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[略]

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の

2 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 [略]

2 [略]

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）～（4） [略]

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4 [略]

2 又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 [略]

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 [略]

2 [略]

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）～（4） [略]

（5） 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第

7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

4 [略]

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第

7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第

7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

する。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

6 [略]

附 則
(施行期日)

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 [略]

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の日向市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

日向市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

専 決 処 分 書

日向市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

日向市長 十 屋 幸 平

日向市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

日向市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年日向市条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 設備等 対象業種に係る機械及び装置又はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地をいう。ただし、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をしたもの（対象業種に係る建物の敷地である土地については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得し、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象業種に係る建物建設の着手があったもの）に限る。 (4) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 設備等 対象業種に係る機械及び装置又はその事業に係る建物若しくはその敷地である土地をいう。ただし、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得等をしたもの（対象業種に係る建物の敷地である土地については、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得し、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする対象業種に係る建物建設の着手があったもの）に限る。 (4) [略]

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

専決処分の承認について

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

専 決 処 分 書

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

日向市長 十 屋 幸 平

日向市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険税条例（昭和33年日向市条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 [略] (国民健康保険税の減額) 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) [略]	(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 [略] (国民健康保険税の減額) 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日向市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2 [略]

専決処分の承認について

令和5年度日向市一般会計補正予算（第11号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

専決処分の承認について

令和5年度日向市財光寺南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

専決処分の承認について

令和5年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

専決処分の承認について

令和5年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

専決処分の承認について

令和5年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について別冊のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

(日向市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 日向市特別職報酬等審議会条例(昭和39年日向市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(委員) 第3条 審議会は、委員<u>10人をもつて</u>組織し、その委員は、日向市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の<u>つど</u>、市長が<u>任命</u>する。 2 [略] 第6条・第7条 [略]	(委員) 第3条 審議会は、委員<u>10人以内をもつて</u>組織し、その委員は、日向市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の<u>都度</u>、市長が<u>委嘱</u>する。 2 [略] <u>(会議の特例)</u> <u>第6条 会長は、感染症のまん延、災害の発生等やむを得ない理由により審議会を開催することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用して審議会を開催することができる。</u> <u>2 前項の場合において、オンラインにより審議会に出席することを希望する委員は、あらかじめ会長の許可を得なければならない。</u> <u>3 前項の許可を得て審議会に出席した委員は、前条第2項の委員とする。</u> 第7条・第8条 [略]

(日向市住居表示審議会条例の一部改正)

第2条 日向市住居表示審議会条例(昭和39年日向市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第6条・第7条 [略]	<u>(会議の特例)</u> 第6条 会長は、感染症のまん延、災害の発生等やむを得ない理由により審議会を開催することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して審議会を開催することができる。 2 前項の場合において、オンラインにより審議会に出席することを希望する委員は、あらかじめ会長の許可を得なければならない。 3 前項の許可を得て審議会に出席した委員は、前条第2項の委員とする。 第7条・第8条 [略]

（日向市都市計画審議会条例の一部改正）

第3条 日向市都市計画審議会条例（昭和44年日向市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(招集及び会議) 第6条 [略] 2 [略] 3 審議会は、委員及び議案に係るのある<u>委員</u>の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 4 議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。	(招集及び会議) 第6条 [略] 2 [略] 3 審議会は、委員及び議案に係るのある<u>臨時委員</u>（以下この条及び第7条において「委員」という。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 4 議事は、出席した委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。 <u>(招集及び会議の特例)</u> 第7条 会長は、感染症のまん延、災害の発生等やむを得ない理由により審議会を開催することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により

第7条～第9条 [略]	<u>相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して審議会を開催することができる。</u> <u>2 前項の場合において、オンラインにより審議会に出席することを希望する委員は、あらかじめ会長の許可を得なければならない。</u> <u>3 前項の許可を得て審議会に出席した委員は、前条第3項の委員及び第4項の出席した委員とする。</u> 第8条～第10条 [略]
--------------------	---

（日向市総合計画審議会条例の一部改正）

第4条 日向市総合計画審議会条例（昭和54年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第5条・第6条 [略]	<u>（会議の特例）</u> <u>第5条 会長は、感染症のまん延、災害の発生等やむを得ない理由により審議会を開催することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して審議会を開催することができる。</u> <u>2 前項の場合において、オンラインにより審議会に出席することを希望する委員は、あらかじめ会長の許可を得なければならない。</u> <u>3 前項の許可を得て審議会に出席した委員は、前条第3項の委員及び第4項の出席委員とする。</u> 第6条・第7条 [略]

（日向市上下水道料金等審議会条例の一部改正）

第5条 日向市上下水道料金等審議会条例（昭和54年日向市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

第6条～第8条 [略]	(会議の特例) 第6条 会長は、感染症のまん延、災害の発生等やむを得ない理由により審議会を開催することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して審議会を開催することができる。 2 前項の場合において、オンラインにより審議会に出席することを希望する委員は、あらかじめ会長の許可を得なければならない。 3 前項の許可を得て審議会に出席した委員は、前条第2項の委員及び第4項の出席委員とする。 第7条～第9条 [略]
--------------------	---

(日向市立小中学校通学区域審議会条例の一部改正)

第6条 日向市立小中学校通学区域審議会条例（昭和61年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第7条～第9条 [略]	(会議の特例) 第7条 会長は、感染症のまん延、災害の発生等やむを得ない理由により審議会を開催することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して審議会を開催することができる。 2 前項の場合において、オンラインにより審議会に出席することを希望する委員は、あらかじめ会長の許可を得なければならない。 3 前項の許可を得て審議会に出席した委員は、前条第3項の委員及び第4項の出席委員とする。 第8条～第10条 [略]

(日向市国土利用計画審議会条例の一部改正)

第7条 日向市国土利用計画審議会条例（平成4年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<u>（会議の特例）</u> <u>第6条 会長は、感染症のまん延、災害の発生等やむを得ない理由により審議会を開催することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して審議会を開催することができる。</u> <u>2 前項の場合において、オンラインにより審議会に出席することを希望する委員は、あらかじめ会長の許可を得なければならない。</u> <u>3 前項の許可を得て審議会に出席した委員は、前条第3項の委員及び第4項の出席委員とする。</u>
<u>第6条・第7条</u> [略]	<u>第7条・第8条</u> [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市高齢者福祉センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、日向市高齢者福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 センターの位置は、日向市大字日知屋古田町61番地1とする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションに関する事業
- (2) 高齢者の自主活動の場の提供に関する事業
- (3) その他高齢者福祉の増進に関する事業

(使用者の資格)

第4条 センターを使用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市に居住する者で60歳以上のもの
- (2) 高齢者福祉の増進を目的とする事業を行う団体
- (3) その他市長が適当と認める者

(使用の許可等)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「使用の許可」という。）をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可に係る事項を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 営利及び宣伝を目的とした使用であると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) センターの施設等をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者による活動に使用すると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、使用の権利を譲渡し、目的外に使用し、又は転貸してはならない。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、センターの使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則並びに使用の許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、第6条各号の使用の制限に該当する行為を行ったとき又は次の各号のいずれかに該

当するときは、センターの使用の許可を取り消し、又は使用の許可を停止させ、若しくは使用の許可の条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても市はその責めを負わない。

- (1) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用の許可に係る条件に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が管理上又は公益上必要であると認めるとき。

(使用料)

第10条 センターの施設の使用料は、無料とする。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、センターの施設等の使用を終了したとき又は第9条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の許可を停止させられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第12条 センターの施設等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、使用者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 市長は、情状により、前項の損害賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの設置及び管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(日向市老人福祉センター設置条例の一部改正)

2 日向市老人福祉センター設置条例（昭和47年日向市条例第4号）の一部を次のように改める。

第2条の表中「

日向市老人福祉センター	日向市春原町1丁目80番地
日向市美々津老人福祉センター	日向市美々津町2782番地

」を

「

日向市美々津老人福祉センター	日向市美々津町2782番地
----------------	---------------

」に改める。

令和6年6月7日 提出
日向市長 西 村 賢

日向市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

日向市学校給食費に関する条例（令和4年日向市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 1・2 [略]	附 則 1・2 [略] <u>（令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に実施する学校給食に係る学校給食費の特例）</u> <u>3 第4条の規定にかかわらず、市長は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に実施する学校給食については、第3条第1号に規定する中学校の第3学年の生徒に係る学校給食費を徴収しない。</u> <u>4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費を徴収するものとする。</u> <u>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費の給付を受けている場合</u> <u>（2）学校教育法第19条の規定による就学援助により学校給食費の全部の支給を受けている場合</u> <u>（3）前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の補助を受けている場合</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市営住宅の設置及び管理に関する条例及び日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例

(日向市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 日向市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年日向市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(一般市営住宅の入居者の選考) 第9条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 市長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げるものについては、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした一般市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの ア 〔略〕 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（同法28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないも	(一般市営住宅の入居者の選考) 第9条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 市長は、第1項に規定する者のうち、次に掲げるものについては、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした一般市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの ア 〔略〕 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（同法28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じ

の

ウ [略]

(6)～(8) [略]

別表 (第3条関係)

1 一般市営住宅

住宅名	所在地	建設年度	構造	間取り	戸数
[略]					
美々津	[略]				
山陰	日向市東郷町山陰丙 1606番地 1	昭和47年度	簡易準耐火 2	3 K	10戸
			階建		
		昭和48年度	簡易準耐火 2	3 K	10戸
			階建		
		昭和49年度	簡易準耐火 2	3 K	10戸
			階建		
[略]					

2・3 [略]

た日から起算して5年を経過していないもの

ウ [略]

(6)～(8) [略]

別表 (第3条関係)

1 一般市営住宅

住宅名	所在地	建設年度	構造	間取り	戸数
[略]					
美々津	[略]				
[略]					

2・3 [略]

(日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例の一部改正)

第2条 日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例 (平成18年日向市条例第28号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表 (第3条関係)						別表 (第3条関係)					
住宅名	所在地	建設年度	構造	間取り	戸数	住宅名	所在地	建設年度	構造	間取り	戸数
産野	日向市東郷町坪谷306番地 1	平成7年度	木造平家建	4DK	2戸	産野	日向市東郷町坪谷306番地 6	平成7年度	木造平家建	4DK	1戸

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市上下水道事業の設置等に関する条例及び日向市監査委員条例の一部を改正する条例

(日向市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 日向市上下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年日向市条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において、準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第<u>243条の2の2第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において、準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第<u>243条の2の8第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(日向市監査委員条例の一部改正)

第2条 日向市監査委員条例(平成19年日向市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項若しくは<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	(請求又は要求による監査) 第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項若しくは第242条第1項の規定による監査の請求又は第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、宮崎県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

令和6年6月7日 提出

日向市長 西 村 賢

別紙

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

宮崎県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年宮崎県シレイ第22490－712号）の一部を次のように変更する。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。